

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告示

示

○北海道公債の定時償還の抽せんの実施(市場公募債)	(財政課)	一
○一般競争入札(物品の購入)の実施	(情報政策課)	一
○一般競争入札の資格に関する公示	(自然環境課)	二
○一般競争入札の実施	(自然環境課)	三
○土地改良法による道営換地計画の決定	(農地調整課)	四
○土地改良区連合の役員の退任の届出	(土地改良指導課)	四
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	四
○一般競争入札(物品の購入)の実施	(水産林務部総務課)	四
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出	(水産経営課)	五
○生産事業者の登録の失効	(森林整備課)	六
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	六
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	七
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	七
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	七
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	八
○道路の区域の変更(二件)	(道路整備課)	八
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	八
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	九
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行	(都市環境課)	九
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件)		九
○建築基準法による一定の複数建築物の認定		一〇
道庁広土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一〇
道教育委員会教育長告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		一一
道教育庁石狩教育局告示		
○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告		一二

道教育庁網定教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示
- 根室海区漁業調整委員会指示
- 船舶を使用して行う釣り漁法によるさけ採捕の指示

北海道告示第1320号

北海道公債の元金に係る平成13年9月25日定時償還について、次のとおり抽せんを行う。
平成13年8月3日

北海道知事 堀 達 也

1 償還銘柄及び償還金額	柄	償 還 金 額
銘		
北海道公債平成3年度第2回	4億5,000万円	
2 償還期日	平成13年9月25日	
3 抽せん日時	平成13年8月3日 午後2時	
4 抽せん場所	株式会社 北洋銀行本店	
5 抽せん方法	札幌市中央区大通西3丁目11番地	
	電子計算機抽せん	

北海道告示第1321号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成13年8月3日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末 52台
北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア(一太郎他) 52組

北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア(JP NETM / DM Client) 111ライセンス
パソコンサック 41台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成13年9月7日
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

ビエ供給契約 (2) 資 格 カラー複写サービス供給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 カラー複写サービス供給 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成13年8月3日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。 (5) 平成13年8月3日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和22年法律第181号）第3条に規定する中小企業組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成13年8月3日から13日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなくてはならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することによって行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室自然環境課 イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 361 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請	を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 <u>北海道告示第1323号</u> 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 調 達 を す る 役 務 の 名 称 カラー複写サービス供給 調達をする役務の年間予定数量 フルカラー 6,650枚（月平均950枚） モノカラー 210枚（月平均30枚） (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 北海道環境生活部環境室自然環境課 2 入札に参加する者に必要な資格 平成13年北海道告示第1322号に規定するカラー複写サービス供給契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室自然環境課
--	--

4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部会議室 (12階)
(2) 入 札 日 時	平成13年8月21日 午後1時30分
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
5 入札保証金は、免除する。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室自然環境課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。	
8 落札者の決定方法 すべての区分に応じた複写サービスの1枚当たりの入札金額が、北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の者であって、入札書記載の入札総価額 (各区分における入札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額) が最低の価格で入札 (有効な入札に限る。) をした者を落札者とする。	
9 契約書作成の要否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道環境生活部環境室自然環境課
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 361	
(4) この公告の内容は予定であり、変更することもあり得る。	
(5) この入札の執行は、公開する。	
(6) 詳細は、入札説明書による。	
北海道告示第1324号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により、鷹栖町成和地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年8月3日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也	
北海道告示第1325号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、天塩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也	
退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 平成13. 7. 6 監 事 佐 藤 仁 志 上川郡剣淵町第2区1578番地	
北海道告示第1326号 道営土地改良 (荻伏地区畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成13年8月6日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也	
北海道告示第1327号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也	
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量	

パーソナルコンピューター 17台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成13年10月12日 (4) 納 入 場 所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 10階水産林務部第一会議室 (2) 入 札 日 時 平成13年8月28日 午後3時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除及び納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作交付する。 7 郵便又は電報による入札認めないものとする。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否	10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成13年8月22日 (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部総務課 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道水産林務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 126 (4) 詳細は、入札説明書による。 (5) この入札の執行は、公開する。 北海道告示第1328号 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があった。 その届出に係る指定漁船調査は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成13年8月3日から15日間、一般の縦覧に供する。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也
---	---

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 加 入 区 名 漁船損害等補償法第113条
第1項の申出をする漁業協
同組合の名称
亀田郡戸井町字弁才町2番地 館山 勝博 東戸井 東戸井 漁 業 協 同 組 合
同 119番地の7 久保田勝行

北海道告示第1329号
林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は、
その効力を失った。
平成13年8月3日

登 録 生産事業者の氏名又は名 生産 事業 の 内 容 事業所の名称及び所在地
番 号 称及び住所
北海道 石丸 修 幼苗の育成及び幼苗 石丸苗畑
3167 旭川市東鷹栖2線10号 旭川市東鷹栖
北海道 佐野 繁 幼苗の育成及び幼苗 佐野 繁
3179 旭川市末広1条11丁目 旭川市末広1条11丁目
124の8 124の8

北海道告示第1330号
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第
249号）第29条の規定による通知があった。
平成13年8月3日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林予定森林の所在 函館市谷地頭町55地先（国有林。次の図に示す部分に限
場所）
(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在 夕張市常盤6の1・6の4・10の1（以上3筆について次
場所の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

常盤6の1・6の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10の1

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 保安林予定森林の所在 美幌市1849の1（次の図に示す部分に限る。）

場所

- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び美幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡丸瀬布町上武利90の1・91（以上2筆について次の
場所の図に示す部分に限る。）、503から505まで

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (7) 主伐は、択伐による。 (4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）	（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1332号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也 1 解除に係る保安林の所在 野付郡別海町上風連2700の1（次の図に示す部分に限る。） 場所 2 保安林として指定された 霧害の防備 目的 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）
5(1) 保安林予定森林の所在 勇払郡早来町字北進161地先・164地先・205の1地先（以下場所 (2) 指 定 の 目 的 上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） (3) 指 定 施 業 要 件 干害の防備 ア 立木の伐採の方法 (7) 主伐は、択伐による。 (4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び早来町役場に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第1333号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 解除予定保安林の所在 苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡3・5・12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定された 水源のかん養 目的 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第1331号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成13年8月3日 北海道知事 堀 達 也 1 解除予定保安林の所在 様似郡様似町字幌満109の1（次の図に示す部分に限る。） 場所 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備 目的 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため	2(1) 解除予定保安林の所在 常呂郡留辺蘂町字川北19の1（次の図に示す部分に限る。） 場所 2(2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 目的 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1334号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年 8 月 3 日

- | | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
|--------|---------------------|---|---|---|
| 1 作業種類 | 公共測量（3級基準点測量） | | | |
| 2 作業期間 | 平成13年7月23日から8月31日まで | | | |
| 3 作業地域 | 森町 | | | |

北海道告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 8 月 3 日

- | | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
|------------|------------|-------|---|-----------|
| 1(1) 道路の種類 | 道道 | | | |
| (2) 路 線 名 | 札幌北広島自転車道線 | | | |
| (3) 道路の区域 | 区 | | | |
| | 変更前 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
| | 後の別 | | | 国道等との重複区間 |

北広島市中央3丁目7番	前	6.00mから	150.00m	—
6地先から北広島市中央		33.50mまで		
4丁目2番2地先まで	後	6.00mから	150.00m	—
		33.50mまで		

- | | | | | |
|--------------|--------|----------|---------|-----------|
| 2(1) 道路の種類 | 道道 | | | |
| (2) 路 線 名 | 恵庭岳公園線 | | | |
| (3) 道路の区域 | 区 | | | |
| | 間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延 |
| | | 後の別 | | 長 |
| | | | | 国道等との重複区間 |
| 恵庭市盤尻310番4地先 | 前 | 12.80mから | 724.49m | — |
| から恵庭市盤尻269番 | | 82.06mまで | | |

(河川敷地) 地先まで

前	7.49mから	805.00m	—
	24.01mまで		
後	12.80mから	724.49m	—
	82.06mまで		

北海道告示第1336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 8 月 3 日

- | | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
|---------|-----------|-----|-------|-----------|
| 1 道路の種類 | 道道 | | | |
| 2 路 線 名 | 昆布停車場ニセコ線 | | | |
| 3 道路の区域 | 区 | | | |
| | 間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延 |
| | | 後の別 | | 長 |
| | | | | 国道等との重複区間 |

磯谷郡蘭越町字湯里156番19	前	14.50mから	420.00m	—
地先から磯谷郡蘭越町字湯里		42.00mまで		
249番1地先まで	後	14.50mから	420.00m	—
		46.50mまで		

北海道告示第1337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 8 月 3 日

- | | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
|----------------|----------|----------|---------|-----------|
| 1 道路の種類 | 道道 | | | |
| 2 路 線 名 | 留辺蘂浜佐呂間線 | | | |
| 3 道路の区域 | 区 | | | |
| | 間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延 |
| | | 後の別 | | 長 |
| | | | | 国道等との重複区間 |
| 常呂郡佐呂間町字浜佐呂間 | 前 | 14.50mから | 387.50m | — |
| 298番5地先から常呂郡佐呂 | | 32.50mまで | | |

間町字浜佐呂間292番 1 地先 まで		22.00 m から 42.00 m まで	389.74 m	—
北海道告示第1338号				
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。				
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。				
平成13年 8 月 3 日				
1	道路の種類	道路	北海道知事	堀 達 也
2	路 線 名	沓形仙法志鷺泊線		
3	道路の区域	区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
	利尻郡利尻町仙法志字元村 149 番地先から利尻郡利尻町仙法志字元村166 番 1 地先まで	前 後	20.50 m から 35.00 m まで 32.00 m から 65.00 m まで	132.00 m 132.00 m —
北海道告示第1339号				
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。				
平成13年 8 月 3 日				
1	しゅん功認可の年月日	平成13年 7 月27 日	北海道知事	堀 達 也
2	しゅん功認可を受けた者	北海道		
(1)	氏 名 又 は 名 称	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		
(2)	住 所	北海道知事	堀 達 也	
(3)	代 表 者 の 氏 名			
3	埋 立 区 域	留萌郡小平町字臼谷 2 番11、2 番12、2 番13、2 番14及び 2 番15地先の公有水面		
(1)	位 置	次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域		
(2)	区 域			

①の地点	漁港原点 2 補（北緯43度59分35秒、東経141度39分22秒）の地点から方向角330度25分39秒の方向293.38 m の地点
②の地点	①の地点から方向角 2 度17分28秒の方向19.96 m の地点
③の地点	②の地点から方向角92度37分21秒の方向45.13 m の地点
④の地点	③の地点から方向角52度56分35秒の方向75.00 m の地点
⑤の地点	④の地点から方向角169度37分00秒の方向22.36 m の地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角230度09分32秒の方向30.03 m の地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角244度51分54秒の方向35.80 m の地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角251度40分09秒の方向25.55 m の地点
(3) 面 積	2,263.83 m ²
4 免 許 年 月 日 及 び 番 号	平成 9 年 7 月24 日 砂防第113 - 2 号指令
5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名	小平町
北海道告示第1340号	
都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。	
その関係書類は、北海道帯広土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。	
平成13年 8 月 3 日	
1 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（ 3 ・ 4 ・ 207号札内南大通）
2 施行者の名称	北海道
3 事務所の所在地及び名称	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道帯広土木現業所
4 事業地の所在収用 の 部 分	北海道中川郡幕別町札内泉町、中央町、青葉町及び春日町地内
収 入 金 額	
北海道渡島支庁告示第22号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。	
平成13年 8 月 3 日	

第 1285 号

報 告 公 司 報 告 文

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域は
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
3 開発許可年月日及び番号
- 北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄
電田郡七飯町字大川400番 8
上磯郡上磯町追分 4 丁目 4 番 15 号
大川 勝
平成13年 6 月 29 日 渡建指第13 - 4 号

北海道空知支庁告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年 8 月 3 日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域は
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
3 開発許可年月日及び番号
- 北海道空知支庁長 水 元 秀 彰
美幌市西 3 条北 3 丁目1252 - 97、1252 - 170、1252 - 171
美幌市東 6 条北 8 丁目 1 番 3 号
近藤建設株式会社 代表取締役 近藤 勝雄
平成13年 4 月 12 日 空建指第13 - 1 号

北海道胆振支庁告示第 8 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年 8 月 3 日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域は
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
3 開発許可年月日及び番号
- 北海道胆振支庁長 天 谷 直 純
白老郡白老町字虎杖浜312番 1 のうち、312番 2 のうち、314番 1 のうち、334番13のうち
東京都港区新橋六丁目16番12号
住石興発株式会社 代表取締役社長 南 恒雄
平成13年 6 月 1 日 胆建指第13 - 3 号

北海道空知支庁告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第 1 項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成13年 8 月 3 日

- 1 認 定 番 号
- 北海道空知支庁長 水 元 秀 彰
一団地00001号

- 2 認 定 年 月 日
3 対 象 区 域
4 申請者の住所及び氏名
5 縦覧図書の閲覧場所
- 平成13年 7 月 26 日
南幌町栄町 2 丁目 522 - 2 のうち
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地
北海道住宅供給公社理事長
北海道空知支庁経済部建設指導課内
南幌町都市施設課内

北海道土木現業所長

北海道帯広土木現業所告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年 8 月 3 日

北海道帯広土木現業所長 高 井 修

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 凍結防止剤散布車（湿式4.0m³級、 4 × 4 ） 1 台
(2) ロータリ除雪車（2.2m × 2.300t/h級） 1 台
(3) ロータリ除雪車 1 台と交換
(4) ロータリ除雪車（1.5m × 100PS（70kw）級） 2 台
(5) ロータリ除雪車 2 台と交換
(6) ロータリ除雪車（1.3m × 700t/h級） 1 台
(7) ロータリ除雪車 1 台と交換
(8) 除雪トラック（10t級、6 × 6、S・G・2W付） 2 台
(9) 除雪グレーダ 2 台と交換
(10) 落札を決定した日
(11) 平成13年 7 月 13 日
(12) 落札者の氏名及び住所
(13) 株式会社日本除雪機製作所
札幌市手稲区稲穂 3 条 6 丁目 221 番地
株式会社栗林商会
室蘭市入江町 1 番地 19
植崎産業株式会社
室蘭市海岸町 3 丁目 3 番 2 号
東北北海道いすゞ自動車株式会社
帯広市西 20 条北 1 丁目 21 番地

- 4 落札金額
- (1) 26,460,000円
- (2) 27,772,500円
- (3) 34,881,000円
- (4) 11,655,000円
- (5) 59,640,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成13年北海道帯広土木現業所告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係
- (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目1番地

興経建設局谷経恒平市長

北海道教育委員会教育長告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年8月3日

北海道教育委員会教育長 鎌田昌市

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
- 道立高等学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 28校

(2) 調達をする特定役務の仕様等

ア システムインテグレーション業務

購入済みのサーバ、クライアント等を敷設済みの校内LAN配線により接続し、校内LANを構築するためのネットワークの設計及びその設計に基づく関連機器の設定を行う業務。なお、詳細は入札説明書による。

イ 導入時職員操作説明等業務

校内LAN設置校において構築したネットワーク及び関連する事項について、当該学校の職員を対象とした操作説明を行う業務。なお、詳細は入札説明書による。

- (3) 契約期間 契約日から平成13年12月28日まで（ただし、上記2のアの業務については平成13年11月15日までに完了すること。）

- (4) 履 行 場 所
- 北海道札幌東商業高等学校、北海道札幌稲雲高等学校、北海道江別高等学校、北海道大麻高等学校、北海道石狩南高等学校、北海道千歳高等学校、北海道札幌国際情報高等学校、北海道札幌工業高等学校、北海道札幌琴似工業高等学校、北海道函館工業高等学校、北海道岩見沢農業高等学校、北海道旭川商業高等学校、北海道旭川工業高等学校、北海道旭川北高等学校、北海道留萌高等学校、北海道稚内高等学校、北海道遠軽高等学校、北海道苫小牧工業高等学校、北海道室蘭工業高等学校、北海道苫小牧南高等学校、北海道伊達高等学校、北海道帯広農業高等学校、北海道釧路工業高等学校、北海道釧路商業高等学校、北海道根室高等学校及び北海道中標津高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受けていること。

- (4) ネットワークスベンチャリストを複数有すること。

- (5) 過去3年間（平成10年度から平成12年度まで）に官公庁又は民間事業者と本業務と類似する業務の契約・履行実績を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3から(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

平成13年8月16日から29日まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課

- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館

北海道教育庁 8 階 3 号会議室	
(2) 入 札 日 時	平成13年9月12日 (水) 午前10時
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
6 入 札 保 証 金	
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7 及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から150条までの定めるところによる。	
7 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
8 落 札 者 の 決 定 方 法	
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。	
9 契 約 書 作 成 の 要 否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告等に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道教育庁生涯学習部高校教育課
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 714
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。	
(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(7) この入札の執行は、公開する。	
(8) 詳細は、入札説明書による。	
11 Summary	
A . Nature and quantity of the services to be procured : Systems integration of Local Area Network at Prefectural Senior High Schools 28 Prefectural Senior High Schools B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M, September 12, 2001 C . Contact : High School Education Division, Lifelong Learning Department, Hokkaido Board of Education, Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, Japan, 060-8544, Phone : 011-231-4111 Ext. 35-714	
調 達 規 則 第 11 条 第 1 項 第 1 号	
北海道教育庁石狩教育局告示第4号	
次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年8月3日	
北海道教育庁石狩教育局長 藤 谷 剛 教	
1 入 札 に 付 す る 事 項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	パーソナルコンピュータ 1 式 287台
(2) 調達を要する物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 限	平成13年10月17日 (水)
(4) 納 入 場 所	北海道札幌稲雲高等学校、北海道札幌国際情報高等学校、北海道札幌東商業高等学校、北海道札幌工業高等学校、北海道札幌琴似工業高等学校、北海道江別高等学校、北海道大森高

等学校、北海道千歳高等学校、北海道石狩南高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年8月3日から29日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室 （郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成13年9月13日（木） 午前10時（郵送による場合は、平成13年9月12日までに必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515 (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary
--	---

- A. Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 287 set
B. Bidding date and time :
10:00 A. M. September. 13, 2001
(If mailed, bids must arrive no later than September. 12)
C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department,
Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Government
Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 34-515

網走教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第 3 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年 8 月 3 日

北海道教育庁網走教育局長 高 澤 正 良

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1 月当たりの単価)
- (1) 物品等の名称 北海道教育庁網走教育局長 高 澤 正 良
パソコンコンピュータの賃貸借 1 式
- (2) 物品等の数量
42台×1 校 (職業科)
- 2 落札を決定した日
平成13年 4 月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社つうけん 代表取締役 久保田俊昭
(2) 住 所 札幌市白石区本通19丁目南 6 番 8 号
- 4 落札金額
204,225円
- 5 落札の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁網走教育局告示第 1 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課

- (2) 所在地 北海道網走市北 7 条西 3 丁目

根室海区漁業調整委員会
根室支庁管内羅臼町、標津町及び別海町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法に
よるさけの採捕 (以下「秋さけ船釣り」という。) について、漁業法 (昭和24年法律第267
号) 第67条第 1 項に基づき、次のとおり指示する。

根室海区漁業調整委員会指示第 3 号

根室支庁管内羅臼町、標津町及び別海町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法に
よるさけの採捕 (以下「秋さけ船釣り」という。) について、漁業法 (昭和24年法律第267
号) 第67条第 1 項に基づき、次のとおり指示する。

平成13年 8 月 3 日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

- 1 秋さけ船釣りのライセンス
平成13年 8 月20日から同年 9 月30日までの制限期間内は、別に本委員会に備え置く海域
図の制限海域において、秋さけ船釣りを行ってはならない。ただし、同図の実施海域にお
いて、本委員会のライセンスを取得した者 (以下「ライセンス取得者」という。) が、こ
れに基づいて行う場合は、この限りでない。
- 2 ライセンス取得者の遵守事項
ライセンス取得者が秋さけ船釣りを行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 漁具及び漁法の制限
竿釣りに限定する。
- (2) 釣果の制限
釣獲できるさけは 1 人 1 日 5 尾以内とする。
- (3) 放流等の制限
釣獲したさけを放流する場合は、たも網を使用するなど魚体を損傷しないよう細心の
注意を払って取り扱い、釣獲後直ちに放流しなければならない。
- (4) 廃棄の禁止
上記③に従い放流する場合を除き、釣獲したさけは持ち帰ることとし、廃棄してはな
らない。
- (5) 販売等の制限
販売又は他の物との交換を目的として秋さけ船釣りを行ってはならない。
- (6) 承認船舶への乗船
3 の規定に基づく承認を受けた船舶 (以下「承認船舶」という。) に乗船しなければ
ならない。
- (7) ライセンス証の携帯
ライセンス証を携帯しなければならない。

(8) 釣果の報告 秋さけ船釣り終了後、釣果を本委員会に報告しなければならない。 (9) 本委員会の調査 ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければならない。 3 船舶の承認 秋さけ船釣りを行わせるためにライセンス取得者を乗船させて漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という。）又は自ら行おうとする船舶の所有者は、当該船舶ごとに本委員会の承認を受けなければならない。 承認を受けた者が秋さけ船釣りに承認船舶を使用しようとする場合は、当該船舶に承認証を備えて置くとともに、別に定める章旗を掲揚しなければならない。 承認する船舶は、羅臼漁港、薫別漁港、標津漁港及び尾岱沼漁港を根拠港とする。 4 船長の遵守事項 承認船舶の船長は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 制限期間、海域等 1に規定する制限期間内は、制限海域において秋さけ船釣りを行わせてはならない。ただし、実施海域において、ライセンス取得者に行わせる場合は、この限りでない。 (2) 根拠港 原則として、承認証に記載された根拠港以外でライセンス取得者を乗船又は下船させてはならない。 (3) 乗船名簿の提出 ライセンス取得者を乗船させる場合には、出航前に乗船名簿を本委員会に提出しなければならない。 (4) 夜間の船釣り禁止 日没から日の出までの間は、秋さけ船釣りを行わせてはならない。 (5) ライセンス取得者の指導 乗船中のライセンス取得者が、2の事項を遵守するよう指導しなければならない。 (6) ライセンス証の確認 乗船する遊漁者のライセンス証の携帯を確認しなければならない。 (7) 操業日誌の提出 ライセンス取得者を乗船させた場合においては、帰港後速やかに操業日誌を本委員会に提出しなければならない。 (8) 本委員会の調査 承認船舶の船長は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければならない。	5 指示に従わない者に対する措置 この委員会指示に従わない場合には、秋さけライセンス又は船舶の承認の取消し及び次回 のライセンスの発行又は承認を行わない等の措置をとることがある。 6 取扱い要領等 ライセンス及び船舶の申請方法、船舶の承認基準等必要な事項は、別に定める。
--	---

平成十三年八月三日

金曜日

一六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課